

佐賀県告示第三百四十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、檜原鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護区の設定（平成三年佐賀県告示第五百九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

二中「村道滝川・桑原・杉山線」を「市道滝川・桑原・杉山線」に、「七山村」を「唐津市」に、「富士町」を「佐賀市」に、「町村境」を「市境」に改める。

三を次のように改める。

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

三の次に次のように加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、内陸部の山に囲まれ、そこに位置する檜原湿原には貴重な湿地植物が植生しており、県内で唯一の自然環境保全地域として指定されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域

の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づき有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。